

# 三隅中学校部活動規定

三隅中学校部活動係

- 1 趣 旨 この規定は、三隅中学校の教育課程外活動のうち、部活動に関する事項を定めるものとする。
- 2 参加資格 この活動への参加者は、本校に在籍する生徒で、保護者の承認を受けた者とする。
- 3 参加手続 この活動に参加を希望する生徒は、年度はじめに入部願を校長に提出する。  
(任意加入)
- 4 活動時間 この活動の時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 放課後の活動（時刻は生徒の総下校時刻を示す。）

- ① 4月 ～ 10月31日 17:10
- ② 11月 1日 ～ 1月15日 16:50
- ③ 1月16日 ～ 3月31日 17:10

(2) 早朝練習（現在、吹奏楽部が月・水・金）

- ・ 7:30～8:00までとし、朝読書などに遅れないようにする。
- ・ 校長の承認を得て、指導者のいる場合のみ練習できる。

(3) 休 日

- ・ 1週間に2日以上割合で、計画的に休息日を設けること。原則的には、平日に1日・土日のいずれかの日は休息日とする。また、第3日曜日は休息日とする。
- ・ 活動時間は3時間を超えないこと。
- ・ 指導者のいる場合のみ、練習できる。

(4) 長期休業中

- ・ 指導者のいる場合のみ、練習できる。

5 指 導 者 この活動の指導は、本校職員および校長が承認・委嘱した外部指導者が行う。

6 設置部名 この活動に次の部を置く（陸上競技・水泳・柔道・剣道は臨時部）。

	性別なし	男子のみ	女子のみ
運動部	野球（陸上競技 水泳 柔道 剣道）	卓球	ソフトテニス バレーボール
文化部	吹奏楽		

7 各種大会への参加

この活動の各部が、大会やコンクールなどに参加しようとするときは、校長の承認を必要とする。  
(選手派遣規定参照のこと)。

8 練習試合について

この活動の各部が練習試合などを実施しようとする場合には、校長の許可を得ること。

9 部の変更

部の変更はしないことを原則とする。ただし、特別な事情がある生徒については、本人と保護者に転部届を記入してもらい、話し合いで転部を認めるかを決定する。その後、決定したことを全職員に報告する。

10 そ の 他 この規定以外にあたる事項については、校長・教頭・担当職員で協議する。